

## 第60回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：平成27年3月12日

開会 午前10時01分

○事務局 皆様、おはようございます。お待たせいたしました。ただいまから、大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。私、本日の司会を務めます、経済戦略局地域産業課担当係長の邨上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在6名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していますことをご報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届け出がありました審議案件3件について審議をお願いいたします。なお、配布資料についてですが、「会議次第」「配席図」「委員名簿」「大阪市意見（案）について」「『軽微な延刻等』に係る手続きの状況」の計5種類。加えて傍聴の方には、「傍聴の際の注意事項」「大規模小売店舗出店のルール」及び「審議案件に係る届出要約書」を配布させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

なお、配布させていただいております配席図の一部につきまして、修正がございます。こちら、配席図の佐藤先生と記載されておりますところ、澤村先生へご修正お願いしたいと思っております。よろしく願いいたします。

なお、傍聴の皆様には、さきにお配りしております注意事項に従いまして、円滑な審議会の運営にご協力くださいますようお願い申し上げます。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードに設定するなど、審議の妨げにならないようご協力をお願い申し上げます。

それでは、向山会長、議事進行をよろしく願いいたします。

○向山会長 おはようございます。それでは早速、審議会を始めさせていただきたいと思っております。本日は、お手元の資料でございますように新設案件3件、以下でございます。いつものとおり次第に従いまして、早速、案件に移らせていただきたいと思います。

本日の審議案件、議事1番でございます。（仮称）ライフ東淡路店及び（仮称）エディオン東淡路店につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 おはようございます。経済戦略局地域産業課商業担当課長の西田と申します。よろしく願いいたします。それでは、（仮称）ライフ東淡路店、（仮称）エディオン東淡

路店の新設について、ご説明をいたします。

本件は、淀川区東淡路5丁目16番1の一部及び16番3の阪急淡路駅から東へ450メートルの準工業地域へ小売店舗を新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は5,712平方メートル、2棟に分けて建築予定であり、うち東側のライフ棟が3,231平方メートル、西側のエディオン棟が2,481平方メートルとなっております。

設置者は、株式会社ライフコーポレーション及び株式会社エディオン。小売業を行う者は、同じく株式会社ライフコーポレーション及び株式会社エディオンとなっております。

用途地域は準工業地域。平成26年7月30日に届け出があり、新設予定日は平成27年3月31日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、建物北側道路になります。次に、建物西側道路です。次に、建物北東側道路になります。次に、建物東側道路です。最後に、建物の南側の敷地になります。なお、現地を2月に確認してまいった段階では、建物南側敷地と北側の計画店舗の敷地が明確に分離されることなく使用されており、建物着工にも至っていないために、新設予定日は先ほど本年3月31日とご紹介いたしましたが、オープンが遅れる見込みとなっております。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、駐車場棟1階に87台、建物2階に115台、建物3階に94台の合計296台が設置されております。また、自動二輪車用として建物1階北側に2台設置されております。駐輪場は、建物1階北側から東側にかけて自転車用227台、原付用が22台の合計249台が設置されております。荷さばき施設はライフ棟東側に71平方メートル、エディオン棟西側に80平方メートル、合計151平方メートル設置されております。また、廃棄物等保管施設はライフ棟東側に16立方メートル、エディオン棟西側に15.3立方メートルの合計31.3立方メートル設置されております。以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、株式会社ライフコーポレーションにつきましては午前7時から翌午前2時まで。また、株式会社エディオンにつきましては午前9時から午後9時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。駐車場の出入り口ですが、建物東側に出入り口が、建物北側及び西側に

出口と入り口が各1カ所、合計3カ所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、ライフ棟東側及びエディオン棟西側にて午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、建物東側出入り口付近の写真ですが、左折イン、左折アウトとなっております。また、建物北側出入り口付近の写真ですが、左折アウト。建物西側入り口付近の写真ですが、左折インとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明を申し上げます。

建物は、ライフ棟については地上3階建て、エディオン棟については地上2階建てとなっており、店舗面積はライフ棟が1階1,835平方メートル、エディオン棟が2,481平方メートル、2階にライフ棟が1,349平方メートル、3階にライフ棟が47平方メートルの合計5,712平方メートルとなっております。

主として販売する物品は、ライフ棟におきましては食料品、生活雑貨品、衣料品等。エディオン棟におきましては家庭用電化製品等でございます。

駐車場のその他地区における必要駐車台数で計算しますと、当店舗における各値から、指針に基づく必要駐車台数は296台となっております。これに対し設置台数は296台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんとおりとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんとおりとなります。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲5方向6地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんとおりとなっております。

まず、北東側の予測地点A。次に、東側の予測地点B。次に、南側の予測地点C。次に、西側の予測地点D。同じく、西側の予測地点E。最後に、北側の予測地点Fとなっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が7立方メートルに対して、保管容量合計31.3立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況につ

いてご説明をいたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付につきまして、平成26年8月15日から平成26年12月15日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。

周辺地域への説明等の状況ですが、地元連合町会長を訪問し、「特筆すべき問題はない」との報告を受けております。また、小学校の通学路等につきましては、南西側にあります東淡路小学校が対象区域となりますが、店舗周辺については通学路には当たっておりません。なお、事前に学校を訪問し、店舗の概要を説明済みとの報告を聞いております。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要などの交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案に対しまして「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

- ・当該店舗の設置者は、地域社会の一員として社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

- ・交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

- ・来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに駐輪場の適切な管理を行うこと

との取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長　　どうもありがとうございました。それでは続きまして、委員の皆様方からのご意見を頂戴したいと思います。どなたからでも、どうぞご発言をいただければと思います。

○若井委員　　敷地境界の問題のため、両店舗とも開店が遅れるという理解でよろしいですか。

○事務局　　今のところ伺っておるのが、ことしの年末ぐらいまではずれ込むんじゃないかという形でお話をいただいております。

○若井委員　　具体的に、どこでしたか。

○事務局　　工事の着手自身が遅れておる状況で、この今見えている建物はバスとかタクシー

一とかの、運営している運輸関係の事業所で、そこがまだそのままやっています。で、工事自身が、まだ全然着手されていないという状況に、今なっています。

ちょっと、左の真ん中ぐらいに見えてます鉄骨づくりの建物があると思うんですけども、あそこが今、聞いてるところによりますと、タクシーとかの立体駐車場にして、そこをまず設置して、今使っている事業者さんが車の駐車スペースとかの確保をちゃんとしてから、今の、この計画店舗と書かれている矢印の建物を壊して、そこに新しい今回の2施設の建物を建てていくという形になりまして、それで着手自身がちょっと後ろのほうにずれているという形で聞いています。

○若井委員 ありがとうございます。

○稲岡委員 このタクシー会社さんというのは、国際興業になるわけですか。

○事務局 はい。

○稲岡委員 ちょっと場所が移動して。

○事務局 そうですね。

○事務局 敷地自体はライフ、エディオンさんの建設予定地を含めまして一帯で使用しておるんですが、そのうち、土地の底地自体は保有した上でライフ、エディオンさんにお貸しして、今回の建物を建てるというようなことで聞いております。

○事務局 もともと白い枠のところは全て、今使っている事業者さんの敷地、建物なんですけども、言ってみれば北側のところを新しく、今回、店舗をエディオンさんとライフさんが建てられて、南側に今の事業者さんが集約される形になるというイメージで、新しく建物が集約されるという形になります。

○若井委員 あわせてお聞きします。

○向山会長 はい、どうぞ。

○若井委員 二、三確認しておきたいことがあります。車の駐車場の西側に進入路の入り口があります。その前の北側には、信号があるのでしょうか。画面のカメラの絵が描いてあるあたりです。大きい道路から右折して入ってくるルートもあります。

○事務局 そちらの地点なんですけど、信号はございません。事業者からお聞きしておりますのは、こちら、写真のほうにもフェンス等があったのがご覧いただけたかなと思うんですが、都市計画道路を建設予定であり、これは、あくまでも警察さんとの協議という中でお聞きしているのですが、将来的には信号はつくかもしれないということです。ただ、それはかなり先であるというふうなことでお聞きしております。

○若井委員 右折が少し気になりましたので、確認させていただきました。将来的ということですが、それまでどうされるのですか。

○事務局 今、北側のところが東西に行く道が都市計画道路と申しましたけども、今現在、まだ車が駅のほうまで通しで行ける状況になっていなくて、通行量が非常に少ないんです。このため西側からの車が右折して入って来れる状況という形には、今なってないんです。徐々に道路のほうも工事が進んでいくと思いますけども、最終的に27年度の末ぐらいまでには着手して、という形は聞いてますけども、完成は、今、邨上が言いましたように、まだいつになるかというのは確認できていないとのことです。設置者のほうも、その道路の完成に合わせて、当然、信号の設置ということについても、今の段階で協議を進めているという形では聞いています。

ただ、道路の状況等が、まだ完成形が見えてこないのので、それが確認できた後に、それまでの交通量も、オープンしてからの交通量も見ながら、警察との協議になろうかなという形で聞いています。

○若井委員 淡路をおりて南に行くと、中途半端な道路があります。学校の関係で言いますと、東淡路小学校が道路を挟んで北側に城東貨物線が通っています。学区としては、切れているのですか。南側は、城東貨物線で東淡路小学校と菅原小学校の通学道路は、分離されるのですか。通学経路の問題が気になり、お聞きした次第です。

○事務局 こちら、小学校につきましては東淡路小学校が校区というふうになっておりまして、菅原小学校につきましては校区外というふうになっております。なので、先ほどおっしゃられました城東貨物線ですかね、こちらのほうで切られているということでご理解いただければと思います。

通学路につきましては、こちらのほうは東淡路小学校の通学路には当たっていないということでご聞いております。

○若井委員 ありがとうございます。最後です。現在、国際興業のタクシーが出入りしています。よね。さらに、商業店舗に出入りする車が増えることとなります。交通量が多くなるということで、近所から苦情は出ないのですか。現状はどのようなようですか。

○事務局 こちらなんですけど、まず説明会におきまして、こういったことを説明させていただいた中で、地元の住民から来店の車両についてのご質問や懸念というのは出ていないということで報告を受けております。

また、こちらにつきまして、交通関係の部局及び警察との協議の中で進めておる中で、特

にこちらのほうから交通量について問題があるということで指摘については、今まで報告を受けておりませんので、そちらから考えまして、交通量については調整済みで問題ないものというふうに考えております。

○向山会長 はい、どうぞ。

○澤村委員 ちょっとお聞きしたいんですけども、この後ろに書いてある「ゆうとび庵 大阪・淡路」で2階ライフサポートジャパン、ちょうどこの計画地の国際興業の裏にある、この水色の1、2、3、4、5の部分なんですけど、多分これ、ゆうとび庵というところ、多分これ高齢者の施設のような気がするんです。この事務所と書いてあって、何も書いていない水色の部分もひょっとしたら、そういうような何かデイサービスの棟になってるのか、ちょっと私はわからないんですけども、多分らしきものかなと思われるんですけど、こことの関係とか、ここができることによって多分、朝の7時から2時までお店が開くわけですし、先ほどの車の件もありましたけれど、交通のこともありまして、その辺のところはお話はどうなっているのでしょうか。

○事務局 すみません。こちらのほうなんですが、来店経路には当たっておらないので、特に話のほうには上がっておりませんが、先ほど先生がおっしゃられました懸念ということに関しまして、いま一度、事業者のほうに確認はさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○澤村委員 ありがとうございます。

○岸本委員 よろしいですか。

○向山会長 じゃあ、岸本先生。

○岸本委員 すみません。ちょっとスライドの2枚目だったと思うんですけど、西側の入り口の写真をお願いしたいんですけども。写真の2枚目だったと思うんですけど。

○事務局 駐車場の入り口ですか。

○岸本委員 はい、そうです。西側入り口、そうです、これです。もう一個前。

右側のほうに住宅が見えると思うんですけども、当然、車が入ってくるルートを考えてライトとか当たったりとか、それから今の、現在の環境基準で見ると、なかなか高い値になってきていると思うんですけど、ちょっとすみません。私、わからなくて申しわけないんですが、等価騒音レベルというのは交通量も反映したようなものなんでしょうか。もし、それが反映されていないのであれば、将来的にもう少しこの道が太くなってくると多分、入り口2カ所ですから、交通量がかなり増えてくる見込みもあるんじゃないかと思うんですけど

も、その辺に対しての配慮とか、今のお考えとかをちょっと、もしわかっているのであればお聞きしたいんですけど。

○事務局　こちら、西側の道路についてのご質問ということなのですが、まず西側の道路につきましては、こちら東側がライフ棟、西側がエディオン棟というふうになっておりまして、このエディオンさん自体は夜の9時までということでの営業となっております。

今、聞いておりますのが、こちら、このエディオンが閉まった後につきましては、この西側の入り口については閉鎖するという事で検討しているということですので、主に夜間につきましては、ご使用いただくのは東側出入り口になるかなというふうに考えております。

こういったことで、夜間の走行については特に問題はないかなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○岸本委員　そうすると、お昼はどうなるんでしょうか。お昼もかなり、この現時点での騒音レベルというのは一応、基準内には入ってるんですけども、これはどんな測定をされているんでしょうか。すみません。ちょっと基本的なことなんですけれども。

○事務局　施設内における走行音については等価騒音レベルということで判断をさせていただいておりますが、外部につきましては、こちらのほうは騒音の検討材料に含んでないということになります。

○岸本委員　確認なんですけど、要はその等価騒音レベルというのは、その商業施設から発せられる音のみであって、道路の交通量の音は特に考慮されてないということなんですね。

○事務局　そうですね、はい。

○岸本委員　そうすると、ちょっとなかなか、このところは、もしかするともう少し配慮されたほうがいいんじゃないかなとは思いますが、いかがなんでしょうか。

○事務局　進入に関してということですよ。

○岸本委員　ええ。

○事務局　今のところ、設置者から地元の説明会をしたときに、今先生がおっしゃっていただいたような質疑が出てないというふうには聞いております。今現在、この道路自身が南側に通り抜けできる状況になっていないので、住宅の人しか基本的に入ってこないという形の理解だと思っておりますけども、交通量が当然増えていくであろう予測もありますので、そこから辺で対応策をどうするかということを正式に、また問い合わせはさせていただいて、後日またお知らせさせていただきたいと思っております。今のところは、そういう話は聞いていないと

いうふう聞いております。

○若井委員 ラバーコーンが置いてあるところが道路との敷地境界ですか。

○事務局 ラバーコーンのところが厳密かどうか、わかりませんが、ほぼそうですね。

○若井委員 問題が生じたとき、対応していただくということでよろしいですか。

○向山会長 確かに一番右の、奥の大きいマンションに行くまでの何軒かのところは、確かに気になるかもしれませんが、状況によっては。

ほかに、いかがでございましょうか。

特に追加のご意見がございませんようですので、この案件に関しましては、届け出上は法の趣旨に沿ったものであって、指針を踏まえた内容になっているものと判断できるのではないかと思います。

したがって、この案件に関しましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からして、審議会としては特に意見は有しないという形で取り扱っていきたいと思います。ただ、今、若干交通の問題であるとか、搬入経路の問題等でご指摘がございましたので、それも踏まえまして、先ほど説明がありました付帯意見4点を申し添えるという形で処理をさせていただきたいと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。

それでは、この案件に関しましては、審議会としては特段の意見を有しないものとして、付帯意見を申し添えた上で処理をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、次、2番目の議事でございますが、(仮称)京橋蒲生店舗の案件に関しまして、事務局より説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは続きまして、(仮称)京橋蒲生店舗の新設についてご説明をいたします。本件は城東区蒲生2丁目1番15、JR京橋駅から東へ約400メートルのところへ小売店舗を新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は2,380平方メートルで、設置者は株式会社光洋、小売業を行う者は株式会社光洋、ほか未定となっております。

用途地域は準工業地域。平成26年9月25日に届け出があり、新設予定日は平成27年3月20日となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、建物北西側道路です。次に、建物北側道路です。次に、建物東側です。最後に、建物南側道路です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明いたします。

駐車場は、建物1階西側に25台、建物屋上階に72台の合計97台設置されております。また、自動二輪車用として建物1階西側に1台設置されております。駐輪場は、建物1階南側から南西側に自転車用121台、原付用9台の130台が設置されております。荷さばき施設は、建物1階西側に84.5平方メートル設置されております。廃棄物等保管施設は、建物1階北西側に保管容量36立方メートル設置されております。以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、株式会社光洋につきましては24時間営業、その他については未定となっております。来客の駐車場利用時間帯は、同じく24時間となっております。駐車場の出入り口は、建物南西側に1カ所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、建物1階西側にて午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、建物南西側出入り口付近の写真ですが、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっております、店舗面積は1階に1,490平方メートル、2階に890平方メートルの合計2,380平方メートルとなっております。

主として販売する物品は食料品、雑貨、衣料品でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると96台となっております。これに対し設置台数は97台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんのとおりとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんのとおりとなっております。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。

まず、北側の予測地点A及びA'。次に、東側の予測地点B。次に、南側の予測地点C。最後に、西側の予測地点Dとなっております。なお、この西側の予測地点Dの住宅につきましては、現在、更地となっております。こちらにつきまして、騒音予測地点として存続させることの是非が問題となっておりますけれども、届け出時点では住居が存在しておりまして、

最も騒音の影響の大きい地点を選定している事業者の設定の考え方に、特に問題はないというふうに考えております。なお、予測地点Dのさらに西側に9階建てのマンションがございいますが、このマンションのいずれの階においても、等価騒音レベルは後ほどお示しをいたしますが、予測地点Dの数値を下回っており、騒音基準を満たしている状況となっております。

各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が2.3立方メートルに対して、保管容量合計36立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成26年10月10日から平成27年2月10日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、周辺地域への説明等の状況ですが、町会長への訪問等、丁寧な対応を行っているとの回答を得ております。

小学校の通学路等につきましては、東側の聖賢小学校が対象となりますが、車両出入り口のある南側道路は通学路には指定されておられません。車両通行経路対象外である北側道路について、通学路が指定されている状況となっております。なお、小学校には事前訪問をしておりまして、聖賢小学校側からは「小学校の東側が車両退店経路に当たることとなりますが、道路には横断歩道及びガードレールがあり、問題はない」ということのお返事をいただいております。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、

- ・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

- ・当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や

地域住民と協力して適切な対応に努めること。

・交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

・来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこととの取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○向山会長　ありがとうございます。それでは、ただいまの説明に関しましてご質問、ご意見等ございましたら、よろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○岸本委員　営業時間の関係なんですけれども、届け出時間は確かに24時ということなんですけれども、現地の店舗を見ますと9時から23時の表示になってるので、多分、これは地域住民の方に対して、ちょっと誤解を与えるような表示になってるんじゃないかなと思うんですけれども、そのあたりについて、ちょっとご意見をお伺いしたいんですけれども。

○事務局　こちらにつきまして、営業時間につきましては当初は9時から23時ということで事業者から伺っております。こちらなんです、住民の理解を進めることによって、こちらのほう、24時間ということはいこうと考えておりますが、住民のご理解が得られない限り、この24時間ということを行わない予定であるということでお聞きしております。

○岸本委員　じゃあ、営業時間を24時間にする場合には、住民の方に対する説明会を改めて開催するということなんでしょうか。

○事務局　説明会ということまではお聞きはしてないんですが、丁寧な説明を進めていくということで、設置者のほうからお伺いはしております。その上で、合意を得て進めるということで聞いております。

○岸本委員　それであれば、店の表示も24時間営業としておくべきではないかなと思うんですけれども、そういったことに対する取り決めは特になんてないんですよね。

○事務局　もともと新設等の届け出をしていただくときに、例えば24時間営業とか、例えば朝9時から22時とかいう形の届け出がいろいろあろうかと思っておりますけれども、実際、店舗のほうに表示していただくのは、設置者のほうが地元の説明会とか住民さんとのいろんな話をした上で、実際の営業時間を表示していただく、というのが通常の営業形態としている状況になります。

この審議会ですら今年度、何回か審議させていただいた分の中でもあろうかと思えますけども、実際は24時までの営業の新設届をしておいても、実際の営業が22時までだったら店舗の、例えば駐車場の時間帯とか営業時間帯については実際の22時までの表示をします。その後、住民さんとの合意を得られて時間的変更が可能となった場合については、例えば22時を23時とか、24時に変えていくとかいう形の部分の対応をしておられるというのが一般的な部分というふうに聞いております。

あくまで、大店法上でいう届け出の部分と実際の営業の部分の関係でいきますと、大店法上で届け出させていただいている分を店に、逆に表示してもらおうと、店の営業時間の誤解を招くので、実際の営業時間を表示してもらっているというのが実態です。

○岸本委員　ちょっとすみません。私、ちょっと理解できないんですけど、逆に住民の方に対して誤解を与えかねないですよ。あの店舗は24時間じゃないから、多分、夜うるさくないから大丈夫だなと思って特に意見は言わないんだけど、実際のところ24時の営業を届け出て、いつの間にか知らない間に24時間営業に変わってたということもあり得るわけですよ。

○事務局　一番当初の住民説明会をしていただくときに、概要書のほうで説明していただいていますので、言ってみれば行政のほうへの届け出、営業時間の届け出については24時間で届け出をしますということについては、設置者のほうから地域住民の方に告知はしてもらっている状況になります。

○向山会長　住民側は、最悪という言葉がいいのかどうかかわからないけども、届け出上の最長の営業時間だということで認識されているわけで、実態はそれより短くなっているわけですよ。運用上は短くなって、それを再び申請どおり、例えば24時間に戻す際には、もちろん規定上は自由に戻せるんですけども、その点についてはその段階で住民の方に少なくとも告知をして何らかの調整をした上で、当初の法で認められた営業時間に戻すという、そういう運用上の流れだと思うんですけど。

○事務局　住民からしましたら、当初は9時から23時ということなんですけど、その後、住民の合意等を経て24時間に移るということにつきましては、こちらのほうは丁寧に説明を進めていただいて、しっかり住民との合意形成を図っていただくということをお願いしたいと思っております。

ただ、24時間ということで申しましたら行政上の手続、交通であったり騒音であったりとか、そういったことにつきましては24時間営業という枠内での予測をしていただいた上

で、こちらに合致するということは必要となります。今回の24時間営業に関する届け出につきましては、交通であり騒音であり、その他廃棄物等の手続を経て、行政上は問題ないということで出されているものとなっております。

○翁長会長代理　　これ、表示の問題という、今24時と書くと23時を過ぎてお客さんが来るかもしれないという、そういうことじゃないんですか。表示してるという。

○事務局　　そちらもあります。実際、23時までしか営業してないので。

○翁長会長代理　　24時って書くと23時以降、お客さんが間違ってくるかもしれない、そういうことじゃないですか。だから23時と、営業時間は実際やってる23時と表示しないといけないんじゃないんですか。

○岸本委員　　私が言ってるのはそのポイントではなくて、もちろん当然、営業時間を表示すべきなんですけれども、ただ、新店を出すときに23時までにしておいて、実際は24時間の届け出をしておく。で、住民への説明と言うんでしょうけども、本当に皆さんが認知してるのかなというところで、なかなか難しいところだと思うので、それであれば24時間営業ということで、もう最初から24時にしておくべきじゃないかなというふうに思うのが私の考え方です。

○事務局　　ありがとうございます。こちらのほうにつきましては、確かに店舗側からの24時間営業ということにつきましては、ご説明ということは必要になってくるかなという観点はあると思います。

我々、行政としましては、こちらの店舗が24時間営業であるということ、縦覧というカタチで4カ月間、住民の皆様にごらんいただいて、この店舗の問題点等をご意見いただくという期間を設けさせていただいております。それ以降につきましても、こちらのほうの店舗につきましては24時間営業ですよということで、ホームページで掲示し、ご覧いただけるような状況で、その店舗の運営形態であるとか営業時間であるとかを表示させていただいておりますので、こちら行政上の手続は済んでおるということで、24時間は問題ないということでご理解いただければというふうに思っております。

○稲岡委員　　私も、ずっとひっかかってたんですけど、結局、誰のための、そういうやり方なんでしょうか。その目的が、誰のために、このようなやり方をしているのかということ、を分かりやすく教えてもらえるとうれしいのですが。

○事務局　　おっしゃっていただいております。こちらですが当然、周辺環境の調和が目的であり、周辺の住民がご納得いただけて、そういった周辺の皆様が静穏に暮らせる生活

を保つための法律でありますので、こちらのほうを満たすということが第一条件であります。で、その第一条件の中で行政上の手続、先ほどから申し上げております騒音であったり、交通関係だったり、そういった問題をクリアしていただくということで、行政上の手続をまずクリアしていただく必要があります。

その後、住民に対して、24時間営業が行政手続き上は問題ないということをきちんとご説明していただきまして、周辺の皆様のご理解や十分な合意を得た上で行っていただく必要があるというふうに我々は考えております。

○稲岡委員 分かりにくいですね。

ということは、住民の理解をまだ得てないということですか。だから、その時間を短か目に書いていると。

○事務局 24時間ということについてですか。

○稲岡委員 24時間は行政上はオーケーということなんですね。でも、住民に対しての表示、パブリックな表示はそうになっていませんよね。だから、そののところを分かりやすくご説明くださいますか。

○事務局 要は、設置者さんとしては24時間営業で運用をしていきたいという形で届け出をいただいたわけです。ただ、地域のほうで地元説明会とかもしていただいて、地元の意見を吸い上げていただいて、地元としてはやっぱり夜、いろんな関係で24時間にいきなりするということについての不安要素も聞いておられるという部分がありますので、設置者のほうが地元さんとお話しされた上で、妥協と言うたらおかしいですけど、配慮をしながら、当初は24時間じゃなくて、今回は9時から23時の時間帯で営業して行って、そこで様子を見ていただいて、地元の方のご納得もいただいてから時間延長を進めていくという形の話をしてもらっている形になるんですね。

○向山会長 そうなの。この案件がそうなんですか。一般論として、今の話は。この案件についてなんですか。

つまり、今の話だと、話はちょっと待ってっていう方向に行ってしまう可能性がありますよね。つまり、当然24時間でやりたいという意図のもとに24時間の申請を出されて、説明会等々閲覧をしていただいて、それで問題がないから我々は24時間でオーケーするわけですよね。

いや、そうじゃなくて、実はまだ調整がついていないから、とりあえず23時までで発車するんだよというのに、我々が24時間で。

○事務局　私言った調整という言い方は語弊があります。要は、行政上の届け出をしていただいている分の交通関係、騒音関係、臭いの関係も全部含めて、行政上の届け出をしていただいている分にしましても要件はクリアしてもらっていると。その要件をクリアしていただいている部分のやつを今回、審議会でご検討いただいて、24時間という判断をいただくという形になるので、この要件的には全ての条件は、届け出上は問題なくクリアされているというご理解をしていただきたいと思います。

○向山会長　そういうことですね。だから、24時間で営業をするということに対して、住民の方からの特段の反対意見は出ていないということですね。

○事務局　そういうご理解で。

○向山会長　そういうことですね。だから、我々としては24時間ということで審議をして認めると。ただ、実態としては、そうなっていない背景については、なかなかうかがい知れないんですけれども、ある解釈としては24時間で経営をすることの、それだけの仕組みができていないだとか、それだけ営業することが企業にとって少しコストがかかり過ぎるだとか、という理由で23時にしているというふうな理解をしたいんですけれども、住民の反対があるから実際、いざとなったらできないんだと言われると、それをちょっと。

○事務局　そういう理解ではなく。

○向山会長　ないですね。

○事務局　そうです。

○向山会長　ということですね。で、改めて企業側として24時間体制で営業すること、当初の予定どおりすることが企業にとっても、それから地域住民の方にとってもマイナスを及ぼさないという判断をした時点で、当初の審議どおり24時間化しますよと。ただし、そのときには必ずというか、住民の方にはその旨を何らかの形で告知していただくと。

もし、その段階で、それが住民の方との間で何らかの意見の齟齬があった場合には、当然これ、次の。ああ、それはかからないのか。もともと深夜で承認してるから、ここにはかかってこないんですけれども、そういうことを含めて、事前の調整をした上で24時間化してくださいよということはお伝えしておくという形になるのが、多分、法の範囲内での前提というか現実なんだろうなというふうに。若干、気にはなりますけれども、ということだろうと思います。

○澤村委員　すみません、いいですか。

○向山会長　はい、どうぞ。

○澤村委員　この未定の店舗についてなんですけれども、今のこのお話とちょっとリンクするんですけれども、この未定の店舗は今未定ですということなんですけど、もし決まって、時間なんですけど、時間はこの光洋さんが開いている時間に合わせるのか。それとも、もしかしたら、この未定の店舗が今の議論の中にあった、「いや、うちは24時間やりたいんです」って、もし言ってきた場合ですね。その場合は、やはり住民のご理解というところで、またさっきの話に戻っていくのか。この未定の部分が若干、私はひっかかるんですけれども。

○事務局　こちら未定の店舗なんですけど、届け出の段階では未定だったんですが、現在はもう固まっております、こちらに入られるのが、ファッションセンターしまむらさんと100均ショップのセリアさんとなっております。店舗の営業時間自体は、こちら何時までということは聞いておらないんですが、通常の市内店舗の営業形態の中で見ましたら24時間や夜間等にかかるようなオープンはしておりませんので、同じような営業形態ではないかなというふうに思っております。

○向山会長　だから、これも微妙なところなんですけど、24時間やろうと思ったらできるわけですよ。

○澤村委員　そうですよね。

○向山会長　そういうことですね。で、本体の、本体というかメインのほうは23時までなんだけれども、この店舗は24時ということはあるわけですよ。

○澤村委員　そうですよね。

○向山会長　そういうことですね。そうですね、ルール上は問題はないということになってしまうので。今のお話で言うと、今回のケースについてはそうではないように判断できると思いますけど、実態としては、可能性としてはあり得ますね。そこらが法の微妙なところをつくつと、つけるということですよ。

　　ちょっと一つ、さっきの写真ありましたですよ。あれの東側の写真、ちょっと見せていただけますか。B地点のところ。

　　これ、大店立地法の問題ではないんですけれども、この集合住宅か。ここの、もうほとんど隣接、地図では緑地と書いているんですけど、あのビルと計画店舗との間の距離ですか。これで見ると相当近いんですけども、マンションの上はいいんですけど、この計画店舗が一番高いところで13メートルから14メートルなんです。で、低いところで11メートルぐらいあるんですけど、つまり、マンションの1階、2階の方はかなり光の問題で、騒音より

も光が入り込むのかなど。西日の問題なので、かえって遮られてええのかどうかわからへんのですが、これは建築確認か何かで光、影のよくある問題というのはクリアされていると理解してよろしいですか。

○事務局 光の関係につきましての建築確認ということは、現段階ではちょっと分からないんですが、建築確認自体はこちら、おりておりまして問題ないということで聞いております。

○向山会長 日照というんですか、屋根を斜めにせなあかんという、あの問題はこの場合はどうなるんですか。

○事務局 日照時間の関係ですね、マンションとか。

○向山会長 そうそう。

○事務局 私もちょうと、それは専門外なんですけど、例えば戸建て住宅がずっと建つてるところに新たに高層住宅を建てる場合については、日が当たらなくなるので日照権という話が出ると思うんですけど、この分がそれに該当するかどうかというのは、ちょっとわかりませんが、多分、建築確認申請がおりてるので、そこら辺はクリアされてると思います。

あと、東側の当該店舗の壁面については窓はないので、マンションの方のほうに光が行くということはない。

○向山会長 ああ、そういう。いや、僕が気にしてるのは、建物自体が3階建て、実質、民家で言うと3階建て、4階もないかもしれないけど13メートルって、3階建てのものが2メートルぐらいの間隔で、どーんと壁ができるわけですよ。そうすると、10階建ての上の人はいいんですけど、1階、2階に住んでおられる方は多分、この計画店舗の側にベランダがあったり、窓が絶対ありますよね。そうすると、目の前に4メートルの壁ができるようなものですよ。方角は西からですから南じゃないので、そんなには影響ないのかもしれないけど。意見が出てきてないわけですから、この事態を、既に建物できてるしご存じのはずで、意見がないから問題ないのかもしれないけど、我が身に振りかえすと、2メートル前にマックスバリューのビルの壁がどーんと4メートル建つと、めっちゃ日当たり悪くなるわなあって。もし住民であれば、低層階の住民は思いそうなんですけどね。余計な心配してるんですけど。

○事務局 先生の仰ることは、分かります。

○向山会長 それは、だから今言った建築確認がおりたということは、もちろんそういうことも含めながら許可がおりてるということだから、特に問題は発生しないんだという。

○事務局 トータルのに言いましたら、多分、ちょっと敷地の境界位置はこの写真からはわかりませんが、多分、境界から何メートルかセットバックして建物を建てないというのには当然ありますので、そこら辺については全部クリアした上での許可がおりてることになります。

○向山会長 若干、気にはなるんですけど。

○翁長会長代理 斜線制限は、道路に対しては何メートル立ち上げというか、こういう斜めに、そういう限界があるんです。もし、間が緑地じゃなくて道路とかだったとしたら、そういうのが起こり得ると思うんです。

普通、自分の敷地だったら、そのまま建てますよね、わずかな距離を置いてね。隣に何があろうと建てることはできるわけですね。ただ、道路の場合、それから住宅地とかですと北側斜線と言って、南側にある敷地はその北側の敷地に余り日陰をつくっちゃいけないですから、やっぱりそういう斜めに切るといって、そういうような規則はありますね。

○向山会長 そうすると、この場合は事実上ないと理解しても。

○翁長会長代理 ですから、隣の敷地との間は別に建物を建てたっていいですよ。

○向山会長 つらいところですね、これ。そうですか。

○岸本委員 その件に関連なんですけど、実はもっと問題なのは、南側のほうがもっと狭いんですよ、実際のところっていうのは。ベランダも多分、写真は別に写ってないと思うんですけど、ちょっと見てきたんですけど、もっと狭くて、ベランダ出てもうちょっと顔を出すと、すぐマックスバリューの壁がというようなところになるので、ちょっとそこは気になる場所ではあるんですけど。

○向山会長 南側って、どこ。

○岸本委員 今さっきの予測地点の東側。

○向山会長 今、東側の話してますよね。

○岸本委員 はい。もっと、要するにこれで言うと下みたいになるんですけど、下のほうのマンションのほうが、もっとう。

○向山会長 もっとう、平行じゃないんだ。

○岸本委員 はい、もっと狭い。それを見ていただいたらわかるんですけど。

○事務局 南東側のほうがまだ、より幅が狭いということですね。

○向山会長 この図面で見ると余りわからないですけど、ああ、そうですか。

○岸本委員 すみません。ちょっとその件に関連することをお聞きしたいんですけど、

ちょっと聞き間違いだと申しわけないんですけど、例えば、この騒音とかのAとかBとかDとかっていうポイントは、これは事業者の方が任意に設定することができるんですか。

○事務局　こちらは全ての騒音ポイントの中で、設置者から指定していただいた中で一番高いところを大阪市が認定しています。指定自体は向こうがしてくるんですが、そちらのほうが一番高いかどうかをうちのほうで判断するというので対応させていただいております。

○岸本委員　じゃあ事業者が指定しなかったら、騒音ポイントっていうのは行政側としてもチェックしないということなんですか。

○事務局　基本的に全て任意ということではなく、騒音発生源である設備機器が設置されている中で、どこが一番高いかというのは見て取れますので、そちらの設備機器の設置場所などから大体こちらのほうがポイントになる、どこが一番高くなるかということを立て地上判断できます。つまりこちらのほうは行政というか、騒音検討側からとしても見ることはできますし、設置者もここが一番高くなるということは見取ることができますので、その中でポイントを設定しておるということになっております。

○岸本委員　じゃあ行政側としても一応、全部のポイントは見ると。

○事務局　見ます。東西南北ありますよね。東西南北があって施設に、いろんな室外機があると思いますけど、その設置図面も当然出てきますので、その各室外機ごとに、どれぐらいの音の発生源があるか。あとは、駐車場の関係とかも当然出てきますので、そこでの音の発生源も判断基準となります。それで、あと近隣に住宅がどういうふうに立地しているかということによって、東西南北の4カ所の場合もありますし、例えば北東とか南東とか、そういう斜めの部分のところも出てきますので、それは、大阪市の専門部局が一番影響のあるところを資料を見ながら、設置者のところで合っていればそれを採用しますが、データを見ながら高いところがあると推測された一番高いところ、一番影響が出るところについて設定をさせていただいていると。ですから、設置者から出てきたものをそのまま採用しているというわけじゃないです。

○岸本委員　わかりました。じゃあ、その前提でちょっとお聞きしたいんですけども、そうすると、先ほど私が質問した東側の9階建てのマンションではなくて、10階建てのマンションのほうの方がもっと狭いんですね、距離が近くて。多分、何か音が反響したようなところなんですけど、なぜそこがポイントに選ばれなかったのかなという点が一点と、続けていいですか。あと、もう一つは、今度は北側のほうなんですけれども、北側のほうは4階建てのマンションのところにAポイントということで設けられてると思うんですけど、これはち

よっと質問なんですけど、多分ここ車が駐車場を上がって行くところなので、そこを考えてそのポイントを捉えてるということでもよろしいんでしょうか。違うんですか。

○事務局 室外機の。

○岸本委員 室外機ですか。

○事務局 こちらなんですけども、先ほど騒音発生源ということを申し上げたのですが、主に室外機とか空調機、あと換気扇、そういったものが挙げられます。こちらのほうの発生する発生ポイントですね、そちらのほうがどっちの方向に向かっているかということで騒音ポイントを取っておりまして、先ほどの東側の地点につきましても、こちらの北側に地点につきましても、その発生ポイントから一番最大となるところ、そういったことをはじき出しまして設定させていただいておるということになっております。

○岸本委員 ちょっと私の見た感じなんですけど、じゃ、敷地内の車の移動の騒音というのも一応、これは騒音として捉えてるんですよね。

○事務局 はい。見させていただいております。

○岸本委員 わかりました。それじゃ、その施設内の車の動きの騒音というのは、それほど大きなレベルではないんですか。

○事務局 一時的には大きくなるケースはございますが、一応、等価騒音ということで見ましたら、全て平均して見させていただきますので、その中のポイントとして見た中での、このA地点であるということ設定させていただいておるということになります。

○岸本委員 じゃあ、もし中の車の移動も考慮の要因というふうに言えるのであれば、すみません、もうちょっと引いた写真があったと思うんですけれども、ちょうど手前の茶色いマンションが写るような写真が、何枚目か覚えてないんで、すみません。先ほどの近く、それだけしかなかったんですけど。もう少し、ちょっと離れたところにカメラが。あ、それで。

これも見た感じ、車がちょうど上がって行くところで、多分、その手前の6階建てのマンションのほうはかなり距離も近いんですよね、実際のところ。その辺はポイントにされなかったというのは、やっぱりこの騒音発生源という、どんな装置かわからないんですけれども、そこからただ遠いという要因のみによって決められたんでしょうか。何か車の移動とかっていうことは考慮されてないんですか。

○事務局 そちらのほうも含めて騒音発生というのは見させていただいておりますが、その中で、その騒音発生の及ぶ大きさとその影響の及ぶ大きさ、到達点ですね、こちらのほう

を比較して、その中でこちらの4階建てのマンションが一番大きい数値となってまいりましたので、こちらのほうを採用させていただいておることになります。

○事務局　北側のAのところは、昼間と夜とでAとA' という形で説明させていただいたと思いますけども、今は予測値になりますけども、昼間の車の騒音とか室外機とか含めた部分と夜の部分で、やっぱり騒音の一番影響のあるところの地点が違うという形で2カ所設定させてもらっているの、そこの辺は十分配慮させていただいた部分で場所を決めさせていただいているという形になったと思います。

○翁長会長代理　ちょっとうろ覚えですけど、夜間と昼間が違うときには、夜間は室外機とかをとめる場合がありますよね。ずっと同じ音源が鳴り続けていたら昼間も夜間も同じ場所でもいいんですけど、夜間は騒音予測値が最大になる場所が違うという場合には、昼間と夜間を変えて、その影響を見ているわけです。この場合、どうでしょう。そうだったんじゃないかというふうに思いますけれど。

これ、この案件で何か予測値の転記ミスみたいなのがあったように思うんですが、それはここに出ている報告書には影響しないんですか。

○事務局　報告書には影響はないです。

○翁長会長代理　そうですか。

○事務局　しっかりとした数値を採用させていただいております。

○向山会長　ほかに、いかがでございましょうか。

はい、どうぞ。

○若井委員　道路の問題が、気になります。今の計画地の南側にある出入り口が1カ所あります。その道路は、2車線で、片側1車線の道路ですか。

○事務局　はい。

○若井委員　東へ行くと道路が細くなる。南側の道路は、将来、拡幅されていく予定ですか。交通量がふえれば、出入り口が1カ所で大丈夫か、心配していますが、いかがですか。

○事務局　こちらは南側の建物の配置等を見ましたら、ちょっと拡幅自体が難しいのではないかなというふうに思っております、基本的にはこういった1車線対面通行の道路ではないかなというふうに考えております。

○若井委員　出入りを見てますと、西側は広い。

○事務局　西側。

○若井委員　中央分離帯があるのですね。西側のほうが少し広い。資料の付近見取図を見

ますと、そのように見えます。

○事務局 西側、南北に走っている道路ですか。

○若井委員 東西に走る道路です。

○向山会長 東西の、この添付の資料で見ると若干、マックスバリュの東敷地付近とそれ以外の、若干、道路が狭くなっていったことはないか。

○若井委員 東に行くと、だんだん細くなっていく。

○向山会長 この道路はずっと2車線で、東までずっと、ずぼっと突き抜けていればいい。

○事務局 道路自体は、赤の部分のところも青の部分のところも片側1車線、中央分離帯なしの道路で両方、サイドに歩道があるという道路で若干、道の広さは変わりますが形態は同じですね。結構、周りは住宅等が密集してるので、道路の拡幅というのは、ちょっと難しいかなと思います。逆に東のほうに抜けて行って、聖賢小学校の東側を通過して、もう一步南側にある道路のところ、それも片側1車線の道路になりますけども、そちらのほうはまだ道がちょっと若干広いかなという部分で。

いずれにしても、店舗南側の道路も、その南側の赤の線の道路も、そんなにむちゃくちゃな交通量がある道路には見受けられなかったです。

○若井委員 京橋の東側から都島の本通りに抜ける道路は、踏み切り近くで部分的に用地買収が終わってないので、現在、交通量が少ない。道路が全面開通すると、店舗前面の道路への交通の流れがふえるかと思えます。そういう状況になれば、事業者さんに、交通誘導員の配置とか、交通安全に配慮をしていただくようお願いしたい。

○事務局 ありがとうございます。

○向山会長 ほかに、いかがでございましょうか。特によろしゅうございますか。

それでは、幾つかのご意見を頂戴いたしておりますけれども、届け出上は法の趣旨に沿っているものであり、指針を踏まえた内容だというふうに判断したいと思えます。

したがって、審議会としましては、この大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持に対して特に意見は有しないという形にしたいと思えます。なお、先ほど説明のありましたように若干の交通問題等もございしますので、お手元の資料にございますような付帯意見を4点、申し添えた上で処理をさせていただきたいと思えます。よろしゅうございますでしょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長 それでは、そういう形で処理をさせていただきたいと思えます。

では、もう一件、3つ目の議案ですけれども、(仮称)ライフ高殿店につきまして説明を

お願いいたします。

○事務局　それでは、続きまして、（仮称）ライフ高殿店の新設についてご説明をさせていただきます。

本件は、旭区高殿5丁目6番3の市営地下鉄関目高殿駅から北西へ750メートルのところへ小売店舗を新設するとして届け出があったものでございます。

店舗面積は2,684平方メートルで、設置者は株式会社ライフコーポレーション、小売業を行う者は株式会社ライフコーポレーションとなっております。

用途地域は準工業地域。平成26年10月8日に届け出があり、新設予定日は平成27年7月となっております。

敷地周辺の写真といたしまして、まず、建物北側道路です。次に、建物西側道路です。次に、建物南側となります。最後に、建物東側道路です。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図でご説明させていただきます。

駐車場は、建物1階南側に23台、建物屋上階に89台の合計112台設置されております。また、自動二輪車用として、建物1階南西側に4台が設置されております。駐輪場は、建物1階西側に自転車用が95台、原付用9台の合計104台が設置されております。荷さばき施設は、建物1階北側に220平方メートル設置されております。廃棄物等保管施設は、同じく建物1階北側に保管容量26立方メートル設置されております。以上、施設配置に関し、まとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項についてご説明申し上げます。

小売店舗の開閉店時刻ですが、午前7時から翌午前2時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前6時30分から翌午前2時30分までとなっております。駐車場の出入り口は、建物南西側に1カ所設けられております。荷さばきを行うことができる時間帯は、建物1階北側にて午前6時から午後9時までとなっております。

駐車場の出入り口周辺の状況といたしまして、建物南西側出入り口付近の写真ですが、左折イン、左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要についてご説明申し上げます。

建物は地上3階建てとなっております。店舗面積は1階に1,402平方メートル、2階に1,246平方メートル、3階に36平方メートルの合計2,684平方メートルです。

主として販売する物品は食料品、衣料品、生活関連用品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めますと112台となっております。これに対し設置台数は112台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来退店経路はごらんとおりとなっております。

続いて、騒音関係について申し上げます。

騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんとおりとなります。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は店舗周囲4方向4地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんとおりとなっております。

まず、北東側の予測地点A。次に、西側の予測地点B。次に、南側の予測地点C。最後に、東側の予測地点Dとなっております。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が2.6立方メートルに対しまして、保管容量合計26立方メートルと、十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届け出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見案の検討状況についてご説明いたします。

届出書の縦覧及び住民等意見書の受付について、平成26年10月24日から平成27年2月24日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。また、周辺地域への説明等の状況ですが、周辺の自治会へ事前説明などを行い、丁寧な対応を行っているとの回答を得ております。

小学校の通学路等につきましては、校区としては東側の高殿小学校が該当しており、店舗北側の歩道が通学路に指定されているとのことですが、ガードレールがあり来退店経路には当たっていないため、安全性に問題はないというふうに聞いております。なお、通学路ではありませんが、隣の旭陽中学校へは夜間の非行防止対策として、従業員による夜間巡回等を実施するとの説明をしたとの報告を聞いております。

なお、本届け出に関して、本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされていることを確認し、お手元の別紙資料のとおり、市意見案につきましては「意見なし」との取りまとめを行っておりますが、付帯意見案としまして、

・新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

・当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために指針に基づき、法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

・交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。

・来客による自転車が近隣の歩道など道路上に放置されることを抑制する観点から、駐輪場の利用の効率性を高めるとともに、駐輪場の適切な管理を行うこと。

・騒音についての予測地点の中には、予測結果が評価基準と同値の地点がある。よって事業の実施に当たっては、周辺的生活環境の悪化防止等により一層の配慮を行うことが望ましいとの取りまとめを行っているところでございます。

以上で説明を終わります。

○向山会長　それでは、この案件につきましてご意見を頂戴したいと思います。いかがでございましょう。

はい、お願いします。

○澤村委員　この中学校なんですけれども、中学校の通学路とかには当たってないんですよ。単純な話なんですけど、非行防止の観点からっていう話はありませんけど、通学路とかそのあたりと、あと多分、4階、一番屋上から学校をのぞく人がいると。で、保護者のほうからそういうことで、「ちょっと、それは」とかいうことの、今のところ意見は上がってないと思うんですけども、やはり最近そういうふうなお母様を、保護者の方もいらっしゃるので、そのあたりのところの対応のときは、また協議していただくということになるんでしょうか。ちょっと、この法律とは関係ないのかもしれないですけど。

○事務局　ご指摘の項目につきましては、事業者のほうに指摘させていただきまして、対応をお願いしたいというふうに思っております。

○澤村委員　通学路の問題はどうなんでしょうか。

○事務局　通学路につきましては、店舗の北側が通学路に当たっておることなんですけど、こちら歩道、ガードレールともにあり、また、特に交通の経路にも当たっておりません。来退店経路にも当たっておりませんので、特に問題はないかなというふうに考えております。

○澤村委員 はい、わかりました。

○向山会長 はい、どうぞ。

○若井委員 交通関係で2点ほどお聞きします。まず、必要駐車台数と届出駐車台数の数字がともに112台です。しかし、例えば暮れ、お正月、お盆、あるいは連休、といった特別の日のピーク対応は、事業者さんのほうから何か報告がありましたか。

もう一点は、敷地の北西側の荷さばき施設に出入りするとして、交差点から横断歩道までの距離は、7.3メートルです。短いように思います。このあたりは警察と協議されたのでしょうか。

○事務局 まず、ピーク時の対応ということなのですが、こちらのほうについては車両の台数自体は満たしておりまして、交通整理員、こちらのほうを適宜配置して対応するという事で聞いております。

続きまして、敷地北西側の搬入車両等の出入り口につきましては、こちらにつきましても警察と協議は済んでおりますので、適切な対応は行っておるというふうに聞いております。

○若井委員 駐車台数がオーバーしたときの代案を持っておられるのですか。例えば、近くの民営の駐車場を借りるとか。道路上で待たせるわけにはいきません。この対応は、どのようにされるのですか。

○事務局 こちらなのですが、基本的には、この112台というのがピーク時ということで設定しておりますので、こちらを満たしておれば問題ないということで、我々としては対応させていただいております。

ただ、何か問題等が発生しそうであれば、事業者のほうで適宜対応は行っていただくような形になっておりますので、こちらのほうを懸案事項としてお伝えさせていただきたいと思っております。

○若井委員 平常時のピークは、理解していますが、行事日や祝日が続くときのピーク対応を心配しています。交差点に近いため、配慮していただくよう、事業者にお伝え願います。

○事務局 はい。了解いたしました。

○向山会長 ほかに、いかがでございましょうか。よろしいでしょうか。

それでは、この案件につきましてもご意見を頂戴いたしましたけれども、届け出上は法の趣旨に沿っている。なおかつ、指針を踏まえた内容になっているというふうに判断できるかと思えます。

したがって、この案件につきましても、周辺地域の生活環境保持の見地からの意見を

有しないという形で処理をさせていただきたいと思います。なお、今頂戴しましたご意見も含めて、付帯意見5点を申し添えさせていただくという形で進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○向山会長 ありがとうございます。それでは、そういう形で進ませていただきたいと思います。ありがとうございました。

では、続きまして、議事の2番目、軽微な遅延等にかかわる手続の状況についての報告を事務局からお願いいたします。

○事務局 それでは、「軽微な延刻等」にかかわる手続状況につきまして、2件ご報告をさせていただきます。

まず1店目、店舗名称は「ヤンマー本社ビル」、所在地は北区茶屋町5-1-1及び5-7-3の阪急梅田駅から東へすぐの商業施設です。

今回の届け出事項は、荷さばき施設の位置を変更する変更案件であり、平成26年8月1日に届け出があったものです。

変更日は平成26年9月30日。用途地域は商業地域となっております。

変更内容ですが、店舗地下1階にある荷さばき施設の位置を変更するものとなっております。

縦覧期間は、平成26年8月15日から平成26年12月15日。住民意見なし、本市意見なしとなっております。

軽微区分は営業時間以外での変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

次に、2件目ですが、店舗名称は「フォレオ大阪ドームシティ」、所在地は西区九条南1丁目12番13の阪神電鉄なんば線ドーム前駅から西へ400メートルほどの商業施設となります。

今回の届け出事項は店舗面積の変更で、店舗面積が増となる変更案件であります。

平成26年8月29日に届け出があったもので、変更日は平成27年4月30日。用途地域は商業地域となっております。

変更内容ですが、変更前4,655平方メートルの店舗面積を、変更後は6,103平方メートルに変更するものとなっております。

縦覧期間は、平成26年9月12日から平成27年1月13日。住民意見なし、本市意見

なしとなっております。

軽微区分は営業時間以外の変更で、実質的に生活環境に与える負荷がほとんどないと認められるものとしております。

以上で報告を終わります。

○向山会長 ありがとうございます。

以上をもちまして、本日、市長からご依頼のありました新設案件3件についての審議は終了いたしました。今後は市長に対する意見具申の文書作成に移りますけれども、いつものとおりでございますが、文書作成内容等につきましてはご一任を頂戴いただければと思います。よろしくお願いたします。

○若井委員 フォレオ大阪ドームは、大正区ですが、計画地は何区ですか。

○向山会長 資料は西区になってますね。

○若井委員 西区ですか。

○向山会長 ちょっと待ってくださいよ。

○若井委員 位置の話です。

○向山会長 大阪ドームシティの所属場所、どこでしたっけ。区、区域。

○若井委員 海岸通などのところですよ。

○事務局 ああ、ごめんなさい。

○若井委員 西区ですね。

○向山会長 西区っていうのは、この手元の別添資料は。

○事務局 所在地のほうが間違っております。先ほど、私が申し上げました西区のほうが正しい形になりますので、修正をお願いします。

○向山会長 それでは、本日の議事はこれで全部終了いたしましたので、審議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

○事務局 会長、どうもありがとうございました。委員の皆様方には、本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

これもちまして、本日の審議会を終了させていただきます。どうもお疲れさまでした。

**閉会 午前11時34分**